

令和4年度 子どもたちの学びを支える経済的な制度の主なもの(一覧)

令和4年4月1日現在

| No. | 対象 | | | | 名称 | 種別 | | | | 制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください) | | | 問い合わせ先 | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------------------------|----|-----|-----|-----|------------------------------|---|--|---|-------------|-------------|-------------|--------|
| | 小・中・高 | 小・中・高 | 小・中・高 | 小・中・高 | | 給付 | 無利子 | 有利子 | 減免等 | 保証人 | 対象 | 内容 | その他 | 各 学 校 | 島 根 県 | 社 福 協 | 其 他 |
| 1 | ● | | | | 生活保護法による教育扶助費等 | ○ | | | | | 生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方 | 学用品費・臨時的一般生活費など | | | | | |
| 2 | ● | | | | 就学援助費 | ○ | | | | | 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者 | 学用品費・通学用品費・修学旅行費など | ・認定基準・援助額等は各市町村ごとに異なります。 | ○ | | | 教委 |
| 3 | ● | | | | 私立中学校の授業料減免事業 | | | | ○ | | 家計急変により、市町村民税所得割額が304,200円未満となった世帯の生徒 | 授業料(月額)9,400円 | ・家計急変とは、保護者等の収入が解雇・倒産・破産等により著しく減少することを指します。 ・補助金が、学校法人に対して支給されます。 | ○ | 総 | | |
| 4 | ● | | | | 特別支援教育就学奨励費 (小・中学校) | ○ | | | | | 小・中学校で、特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒に就学する児童生徒 | 就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担) | | ○ | 情 | | 教委 |
| 5 | ● | ● | | | 特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校) | ○ | | | | | 特別支援教育学校に就学する児童生徒 | 就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担) | ・「生活保護法による高等学校等就学費」との併用はできません。 | ○ | 特 | | |
| 6 | ● | | | | (公)高等学校等就学支援金 | | | | ○ | | 「保護者等の課税標準額(課税所得額)×6% - 市町村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満の世帯 | 授業料 → 支援金は学校に対して支給されます。 → 私立高校について、授業料と支給された就学支援金との差額が発生する場合、差額分については負担する必要があります。(授業料減免制度を利用する方を除く) | ・私立高校について、独自の特待制度がある学校もあります。詳細は各学校にお問い合わせください。 | ○ | 管 | | |
| | | | | | (私)高等学校等就学支援金 | | | | ○ | | | | | | | ○ | 総 |
| 7 | ● | | | | 私立高等学校等の授業料減免制度 | | | | ○ | | 市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒 | 就学支援金と授業料との差額分 | ・補助金が、学校法人に対して支給されます。 | ○ | 総 | | |
| 8 | ● | | | | (公)高等学校等奨学のための給付金 | ○ | | | | | ・保護者等が島根県内に居住している生徒 ・市町村民税所得割が非課税の世帯、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の生徒 | 教育費(授業料以外) | | ○ | 管 | | |
| 9 | ● | | | | (私)高等学校等奨学のための給付金 | ○ | | | | | | | | | ○ | 総 | |
| 10 | ● | | | | 島根県高等学校定時制課程等 修学奨励資金 | | ○ | | ○ | | ・経常的収入を得る職業に就いている生徒 ・年間収入額279万円以下 ・通信制課程については島根県内に住所を有する生徒 一定の修得単位数等の基準を満たす有職の生徒 | 奨学金(月額)14,000円 | ・日本学生支援機構の奨学金とは併用できません。 | ○ | 情 | | |
| 11 | ● | | | | 高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費 | ○ | | | | | | 教科書等無償給与 | | | ○ | 情 | |
| 12 | ● | | | | 生活保護法による高等学校等就学費 | ○ | | | | | 生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた人 | 就学の経費(基準額あり) | ・他資金との併用は原則可能(条件あり)です。 ・特別支援教育就学奨励費との併用はできません。 | | 地 | ○ | |
| 13 | ● | | | | 島根県育英会高等学校等奨学資金 | | ○ | | ○ | | ・島根県出身の生徒 ・経済的理由により修学が困難な生徒 | ・奨学金(返還免除規定あり)(自宅外増額あり) (月額)公立18,000円～、私立33,000円～ ・入学支度金 私立のみ23,100円 | ・他資金との併用は原則できません。 | ○ | | | 島 |
| 14 | ● | ● | | | 島根県立高等技術校授業料減免 | | | | ○ | | 経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が困難な方 | ・授業料・入校料(全額免除、2/3減免、1/3減免) ・寄宿舎使用料(全額免除、半額減免、1/4減免) | | ○ | | | |
| 15 | ● | ● | | | 生活保護法による技能修得費 | ○ | | | | | ・生活保護受給世帯 ・生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人で市町村福祉事務所が必要と認めた方 | 技能修得費(年間)原則、83,000円以内(1年を限度とする) | 状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。 | | 地 | ○ | |
| 16 | ● | ● | | | 生活保護法による就職支度費 | ○ | | | | | ・生活保護受給世帯 ・就職の確定した人で、市町村福祉事務所が必要と認めた方 | 就職支度費32,000円以内 | | | 地 | ○ | |
| 17 | ● | ● | | | 生活福祉資金(教育支援資金) 【(教育支援費・就学支度費)】 | | ○ | | △ | | ・島根県内に居住 ・収入が少ない世帯で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯の方 | ①教育支援費(月額)高校35,000円以内、 高専・短大60,000円以内、大学65,000円以内 ②就学支度費(①と併用可)50万円以内 | ・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります。 ・専修学校も対象です。 | ○ | | ○ | 民 |
| 18 | ● | ● | | | 生活福祉資金 【福祉資金(技能習得費・福祉費)】 | | ○ | (○) | △ | | | ①技能習得費:就職に必要な知識・技能の習得経費 130万円以内(6ヶ月程度)～580万円以内(3年以内) ②福祉費:就職、技能習得等の支度のための経費 50万円以内 | ・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります。 ・連帯借受人・連帯保証人を立てない場合は有利子となります。 | ○ | | ○ | 民 |
| 19 | | ● | | | 児童養護施設退所者等に対する自立支援 資金 | | ○ | | | | 児童養護施設等を退所または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない方で、進学または就職している方。就職に必要な資格の取得を希望する方。 | ①生活支援費(進学者対象):月額5万円 ②家賃支援費(進学または就職者):家賃相当額 ③資格取得支援費:実費(25万円以内)を一括貸与 ※新型コロナウイルス感染症の影響による減収がある場合は一定期間 月額8万円 | ・全額または一部返還が免除になる制度があります。 | | 青 | ○ | |
| 20 | ● | ● | ● | | 母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金) | | ○ | | △ | | ・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫、ひ孫等を含む) | 就学支度費(③～⑤は自宅外10,000円追加) ①小学校 64,000円 ②中学校 81,000円 ③高校・高専等(国公立)150,000円(私立)410,000円 ④大学・短大等(国公立)410,000円(私立)580,000円 ⑤修業施設 272,000円(自宅外は282,000円) | ・専修学校も対象です。 | | 青 | ○ | |
| 21 | | ● | ● | | 母子父子寡婦福祉資金(修学資金) | | ○ | | △ | | ・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫・ひ孫等を含む) | 修学の経費(月額)(私立・自宅外は増額) ①高校 27,000円～ ②高専 31,500円～ ③短大 67,500円～ ④大学 71,000円～ | ・専修学校も対象です。 ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が貸付を受ける場合において、連帯保証人を立てない場合は有利子となります。(子どもに係る場合は無利子です。) | | 青 | ○ | |
| 22 | | ● | ● | | 母子父子寡婦福祉資金(修業資金) | | ○ | | △ | | | 就職に必要な知識・技能の習得経費を貸付(月額)68,000円 ※別に自動車免許取得のための特別貸付あり(46万円) | | | 青 | ○ | |
| 23 | | ● | ● | | 母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金) | | ○ | | △ | | | 就職支度費 10万円(就職に直接必要な被服・履物等の購入) 23万円(通勤用自動車等の資金) | | | 青 | ○ | |

| No. | 対象 | | | | 種別 | 保証人 | 制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください) | | | 問い合わせ先 | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|------------------------------|-----|-----|---|---|---|-----|-------------|-------------|-------------|
| | 小・中・高 | 卒業後 | 卒業後 | 卒業後 | | | 給付 | 無利子 | 有利子 | 減免等 | 対象 | 内容 | その他 | 各 学 校 | 島 根 県 | 社 福 協 |
| 24 | ● | ● | | | | ○ | | | | 卒業後看護師として県内の医療施設等(指定機関)で所定の期間勤務する意志のある方 | 一括貸与 60万円 | ・在学する看護師養成施設は県外も含まれます。 ・「Uターン枠」「過疎地域・離島枠」「助産師枠」の区分があります。 ・募集人員枠があります。 | ○ | 看 | | |
| 25 | | | | | | | ○ | | | 将来、島根県内で勤務する意志のある医学生 | ・奨学金(返還免除規定あり)(月額)10万円 入学金相当額(入学年のみ)282,000円 授業料相当額(年額)535,800円 | ・募集人員枠があります。 ・鳥取大学医学部島根県枠の学生は奨学金・入学金相当額のみとなります。 | ○ | 医 | | |
| 26 | | | | | | ○ | | | ○ | 卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等(指定機関)で勤務する意志のある方 | ・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学金準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 生活費加算あり | ・在学する介護福祉士・社会福祉士養成施設等は県外も含まれます。 ・募集人員枠があります。(所得の低い方を優先して採用します。) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません。 | ○ | | | ○ |
| 27 | | | | | | ○ | | | ○ | ・指定保育士養成施設に在学する方 ・将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方 | ・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学金準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 生活費加算あり | ・募集人員枠があります。(所得の低い方を優先して採用します。) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません。 | ○ | | | ○ |
| 28 | | | | | | | ○ | | ○ | ・島根県立高等技術校・ポリテクカレッジ島根等の職業訓練施設に在学する方 ・満18歳以上で、成績優秀と認められて推薦された方 | 奨学金(年額)(自宅外通校の場合は増額) 高等技術校等での普通職業訓練 36万円以内 ポリテクカレッジ島根等での高度職業訓練 60万円以内 | ・父母等の所得要件があります。 ・民間金融機関の融資です。 | ○ | | | |
| 29 | | | | | | | | | ○ | 学業が優秀で、学費の支弁が困難である方 | ・授業料全額免除 ・(石見高等看護学院のみ)学生寮使用料の半額免除 | ・他資金との併用ができます。 | ○ | 看 | | |
| 30 | | | | | | ○ | | | ○ | 将来県内において農業に従事する学生、または県内の農村地域において指導的役割を担おうとする学生で、人物並びに学業成績が優秀であり、かつ、健康であって学費の支弁が困難な方 | ・奨学金(返還免除の規程あり)(月額)20,000円 | | ○ | | | |
| 31 | | | | | | | | | ○ | 学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難な方 | ①授業料・入校料(全額または半額の免除) ②寄宿舎使用料(半額または1/4額の免除) | ・他資金との併用ができます。 | ○ | | | |
| 32 | | | | | | ○ | | | | ・住民税非課税世帯の生徒 ・生活保護受給世帯の生徒 ・社会的養護を必要とする人 | ・奨学金(月額)9,800円~75,800円 (世帯の所得金額に基づく区分、学校の設置者及び通学形態による) | ・通信教育課程に在籍の場合は、年額が別に定められています。 | ○ | | | 日 |
| 33 | | | | | | ○ | | | △ | 特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある方 | ・奨学金(無利子)(自宅外通学の場合は増額) ①大学: 国公立 45,000円以内、私立 54,000円以内 ②短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) : 国公立 45,000円以内、私立 53,000円以内 ③高専(1~3年生): 国公立 21,000円以内、私立 32,000円以内 | ・学力基準、家計基準があります。 ・以下の保証制度の、いずれかを選択する必要があります。 → 「機関保証」: 一定の保証料を支払う → 「人的保証」: 連帯保証人・保証人必要 | ○ | | | 日 |
| 34 | | | | | | | ○ | | △ | 優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある方 | ・奨学金(有利子)(私大医・歯・薬・獣医学部は増額可) 大学・短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) 20,000円~120,000円より選択 | | ○ | | | 日 |
| 35 | | | | | | | ○ | | △ | 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生 | ・入学時の諸費用負担を補うことを目的として、第一種または第二種奨学金に加え、初回の奨学金振込時に増額して貸付 ・10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択 | | ○ | | | 日 |
| 36 | | | | | | ○ | | | ○ | 島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な方 | ・奨学金(月額)(返還免除規定あり) 30,000円~70,000円より選択 | ・原則として、日本学生支援機構奨学金との併用はできません。 ・給付型とは併用が可能です。 | ○ | | | 島 |
| 37 | | | | | | | ○ | | ○ | 島根県出身で立派なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な人 | ・入学時の一時金 ・貸付額は30万円、40万円、50万円、60万円、70万円、80万円、90万円、100万円より選択 | | ○ | | | 島 |
| 38 | | | | | | ○ | | | | 島根県出身で立派なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な人 | 月額5万円(令和4年4月から4年間) | 医学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします | ○ | | | 島 |
| 39 | | | | | | ○ | | | | 令和4年4月に島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く)に進学を予定している生徒 | ・島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く) ・生徒用端末等購入費(66,000円)の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2の個人負担額(44,000円)が奨学金の貸与額で | 育英会が奨学金を奨学生に交付する方法でなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法 | | | | |

<保証人欄の見方> ○=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

<問い合わせ先の見方>

- 【各学校】 在籍または進学予定の学校
- 【島根県】
 - [情]:教育委員会学校企画課 情報・運営グループ 0852-22-6490
 - [管]:教育委員会学校企画課 管理・支援グループ 0852-22-5410
 - [特]:教育委員会特別支援教育課 企画グループ 0852-22-5420
 - [総]:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018
 - [地]:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525
 - [青]:健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援グループ 0852-22-6688
 - [看]:健康福祉部医療政策課 看護職員確保グループ 0852-22-5613

- 【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所
- 【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会
島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996
- 【その他】
 - [教委]:お住まいの市町村の教育委員会
 - [民]:お住まいの地区の民生委員
 - [島]:島根県育英会 0852-28-1981
 - [日]:日本学生支援機構(奨学事業相談センター・ナビダイヤル) 0570-03-7240